災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年七月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項、第七十八条の二第三項及び第八十二条第三項、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条第三項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項から第三項までの規定に基づき、並びに災害救助法を実施するため、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十七人」を「二十八人」に改める。

第三十三条の六第二項中「当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつた」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める場合に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合　当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつた場合

二　法第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときにおいて当該代行をした場合　同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなつた場合

第三十五条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第五号中「第四条第五号から第十号まで」を「第四条第六号から第十一号まで」に改める。

附則第二項中「二十七人」を「二十八人」に、「二十八人」を「二十九人」に改める。

附則第三項中「二十七人」を「二十八人」に、「二十九人」を「三十人」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削る。

（災害救助法施行令の一部改正）

第二条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「医療」の下に「、福祉」を加え、同条第二号中「保健師」を「栄養士、管理栄養士、保健師」に改め、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「又は歯科衛生士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者

第五条中「第七条第五項」の下に「及び第八条第四項」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「内閣府審議官」の下に「、防災監」を加える。

別表第二内閣府本府の項中「内閣府審議官」を「内閣府審議官　防災監」に改める。

附　則

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

条　約

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月六日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第三号

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書

サービスの貿易に関する理事会が、二千年四月十八日に特定の約束に係る表の訂正又は改善に関する確認のための手続（文書（S／L／第八十四号））を採択し、

前記の手続の規定に従い、日本国の特定の約束に係る表の改善を含む案が二千二十二年十二月二十日付けの文書（S／C／W／第四百一号）により世界貿易機関の加盟国に通報され、当該改善の提案に対し、二千二十三年二月三日に南アフリカからの異議の申立て（文書（S／L／第四百七十四号））が受領され、また、同日にインドからの異議の申立て（文書（S／L／第四百五十号））が受領されたが、その後、日本国が二千二十四年一月二十五日に当該案の訂正（文書（S／C／W／第四百一号／訂正1））を送付し、当該訂正を踏まえ、南アフリカが同年二月十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百八十二号））を行い、また、インドが同月二十六日に異議の撤回（文書（S／L／第四百九十二号））を行い、